

- 令和6年9月30日に開催された令和6年度第1回水道の諸課題に係る有識者検討会において、水道水においてPFOS及びPFOAが暫定目標値を超えて検出された場合等に水道事業者等が取ったこれまでの対応事例について「水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について（案）」（水道におけるPFOS/PFOA対応事例集）を審議。11月29日に公表。
- 水道事業者等の規模（大規模・中規模・小規模）に分けて**合計12事例**を紹介

応急的対応

水質検査の強化による 検出状況の把握	既存の他の水源からの取 水への切替等	既存の浄水処理施設の 浄水処理の強化	住民への周知、 飲用制限措置等
●水道原水、浄水場出口、 給水栓で水質検査を実施 し、状況を把握	●濃度の高い水源からの取 水を停止し、他の水源から の取水に切替	●粉末活性炭の投入 ●粒状活性炭の交換	●HP掲載やマスコミへの情 報提供 ●地域の自治会長等へ説明 等

中期的対応

定期的な水質検査の 継続による把握	新たな水道水源への 切替等	施設整備を伴う 浄水処理の強化	住民への周知、 環境部局との連携等
●水質検査を継続的に 実施し水質を監視	●新たな井戸の掘削 ●他系統との連絡管の整備 ●水道用水供給事業から受水 するための施設整備	●浄水処理フローを変更し、 粒状活性炭による処理を 実施 ●高機能な粒状活性炭の 導入	●検査結果や対応のHP掲 載 ●関係部局（環境部・保 健所等）による連絡調整 会議の設置・開催 等

- 令和 6 年 5 月に環境省と連携し水道水中のPFOS及びPFOA の検出状況に関する全国調査を実施。最終とりまとめを令和 6 年12月24日に公表。
 - 水道事業及び水道用水供給事業については、水質検査を実施した事業の数は毎年増加。暫定目標値を超過した事業は、年々減少し、令和 6 年度（9/30時点）は 0 事業。9 月30日時点までで暫定目標値を超過した事業について、最新の検査結果ではすべて暫定目標値を下回っている。
 - また、令和 2 年度から令和 6 年度（9 /30時点）までに、暫定目標値を超過した専用水道の数、検査実績があると回答した1,929のうち、42（約2.2%）であった。
（参考：専用水道の設置者数8,177※）
- ※設置者数は、国設以外は令和 4 年度水道統計、国設は本調査結果を計上

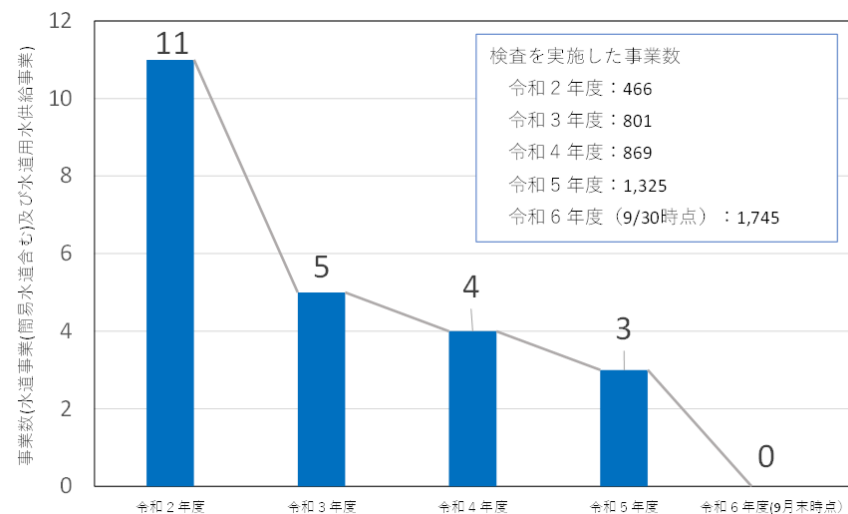


図 1 年度別 暫定目標値を超過した事業数
(水道事業及び水道用水供給事業)

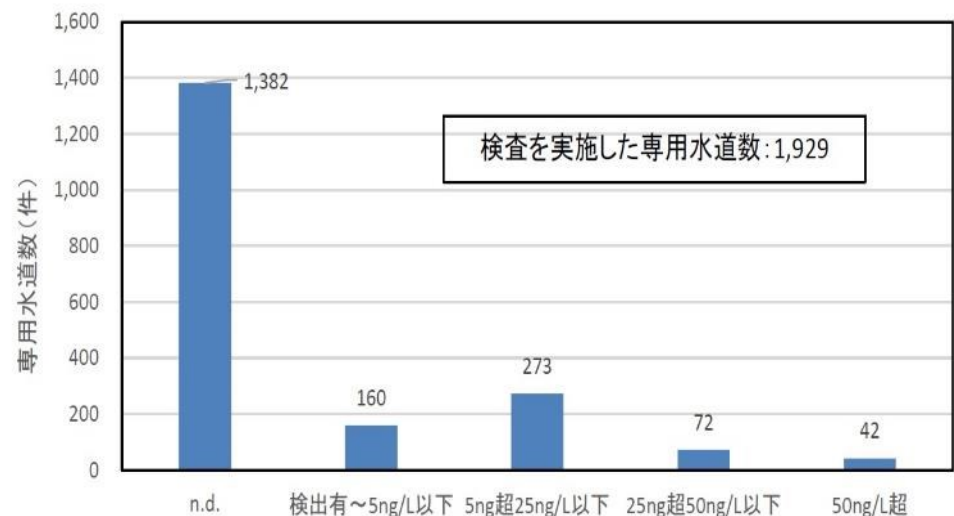


図 2 専用水道におけるPFOS及びPFOAの検出状況
(令和2年度から6年度)

PFOS及びPFOAの目標値の取扱いについて

- 食品安全委員会においてPFAS（ピーファス。有機フッ素化合物）の食品健康影響評価（※1）を実施。令和6年6月25日に評価書を公表。

※1 食品に含まれる可能性がある化学物質等を摂取することによって起こる人の健康への影響についての評価

- この評価書等を踏まえ環境省において、水道水中のPFOS及びPFOA（※2）を50 ng/Lで水質基準とする案でパブリックコメントを実施中。

※2 PFASの一種。泡消火剤、撥水剤、フッ素樹脂の製造等で広く使用され、環境中で分解されにくい物質（既に製造・輸入が原則禁止）。

令和元年度水質基準逐次改正 検討会での検討

耐容一日摂取量
(TDI) (※)

PFOS: 20 ng/kg体重/日
PFOA: 20 ng/kg体重/日

○ 近年の諸外国・機関が行ったリスク評価で妥当と考えられたもの中から、安全側の観点から最も低いものを採用

水道水における
取扱い

PFOS及びPFOAそれぞれで50 ng/Lと算出し、より安全側に立ち、**PFOS、PFOAの合算値として50 ng/L**と設定

○ TDI 20 ng/kg体重/日、体重50 kg、水道水の割当率10%、一日当たりの摂取量2Lを適用して算出

食品安全委員会の食品健康
影響評価（令和6年6月25日）

PFOS: 20 ng/kg 体重/日
PFOA: 20 ng/kg 体重/日

環境省の中央環境審議会水道水
質・衛生管理小委員会は、**令和7
年2月にPFOS及びPFOAを水質
基準項目とし、その基準値は合算
値で50ng/lとする方向性を了承。**
2月26日から基準値の見直し等につ
いてパブリックコメントを実施中。

※ ヒトが一生にわたって食品から摂り続けても健康に影響が出ないと推定される量